

野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却（野焼き）は次に掲げる場合を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。

【違反した場合の罰金】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金



（焼却禁止の例外）

- 1 国の定めた基準に従った廃棄物の焼却（例：処理基準を満たしている焼却施設での焼却）
- 2 他法令又はこれに基づく処分により行う場合（例：家畜伝染予防法に基づいた家畜の死体の焼却）
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却
 - ・国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却（例：河川管理者が河川管理に際して伐採した草木の焼却）
 - ・震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却（例：災害時における木くず等の焼却）
 - ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：正月行事の「とんど焼き」）
 - ・農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却（例：稲わらの焼却、伐採した木枝の焼却、あぜ草の焼却）
 - ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー）

上記の場合でも、プラスチック類の焼却等、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は例外となりません。

※なお、例外的に認められる焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となる場合があります。軽微な焼却でもプラスチックやビニールを焼却するとダイオキシンの発生や環境汚染の原因になるので、家庭から出たゴミは、町の収集日に出すほか、再利用に努めましょう。

問い合わせ先

住民生活課

☎0859-54-5210

国民年金の保険料は、

忘れずに納めましょう！

- 保険料は便利な口座振替をおすすめします。
 - ①毎月、金融機関等に出向くことがなくなり便利です。夜間や土日などの時間しかとれない方には、手間いらずです。
 - ②通帳が家計簿や領収書代わりになって便利です。引き落としのつど「ネンキン」等と記帳されますので整理が簡単です。
- 平成23年度年金保険料の口座振替による1年度分（4月～3月分）および上期6ヶ月（4月分～9月分）の申し込みは、**2月末まで**です。
- 平成23年度年金保険料の口座振替による1年度分（4月～3月分）および上期6ヶ月（4月分～9月分）の申し込みは、**2月末まで**です。



*平成22年度の保険料額で比較すると
 (1年度分現金で月々保険料払) 15,100円×12月=181,200円
 (1年度分口座振替前納) 177,400円
年間3,800円の割引になります。

- 口座振替による「早割」にすると保険料が50円割引されお得です。保険料の一部免除の承認を受けている方は、早割りの対象となりません。
 - ※通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、届出により、当月末日振替にすると毎月50円の割引になります。
- 申込手続きは
 - 口座振替の申込みは、口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口、役場住民生活課・各支所総合窓口課で手続きを行って下さい。

◆問い合わせ先

米子年金事務所（旧米子社会保険事務所）

☎0859・34・6111
 役場本庁 住民生活課

☎0859・54・5210